

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例	公 布 日	平成11年12月24日
条 例 番 号	平成11年三重県条例第50号	直 近 改 正 日	平成21年3月25日
所管部局課	教育委員会事務局教職員課	電 話 番 号	059-224-2959
条例の概要	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づき、三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	教育職員免許法第5条第5項の規定により、特別免許状授与に際し、学校教育に関し学識経験を有する者等から意見を聴く必要がある。特別免許状制度が継続しているため、条例の目的は妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	教育職員免許法第5条第7項の規定により、免許状は都道府県の教育委員会が授与するものであることから、授与審査委員についても公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	特別免許状制度が継続しているため、審査委員を設置する必要がある。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	三重県教育職員特別免許状授与審査委員は附属機関であり、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関は法律又は条例により設置できると定められている。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	教育職員免許法第5条第3項、第4項及び第5項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているため、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	特別免許状制度は学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとしているため、その効果は限定されていない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無